○三次市立甲奴小学校不祥事防止委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 この要綱は、三次市甲奴小学校校務運営規程第16条に基づき、教職員の不祥事防止の ための協議を行う組織として、甲奴小学校不祥事防止委員会(以下「不祥事防止委員会」 という。)を設置する。

(目的)

第2条 不祥事防止委員会は、教職員の服務と倫理について協議し、教職員による不祥事を防止 することにより、学校が生徒、保護者や地域住民から信頼を確保し、充実した教育活動に 寄与することを目的とする。

(委員会)

第3条 不祥事防止委員会の委員は、校長が指名する。

(委員の構成)

第4条 相談窓口設置の構成員は、管理職を含む複数の職員により構成する。

(協議内容)

- 第5条 不祥事防止委員会は、次の事項について協議する。
 - (1) 不祥事・学校の課題に対応した研修を企画・実施する。
 - (2) 体罰,セクシュアルハラスメント,パワーハラスメント,いじめ,障害などを理由とする相談窓口に来やすい環境をつくる。
 - (3) 交通事故(飲酒運転など),個人情報の漏洩等の法令遵守の意識換気を行う。
 - (4) 教職員相互による不祥事防止のチェック体制を確立する。
 - (5) PTA等の意見交換を行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。